

兵庫県における申請状況等 (法施行後R7.1～R7.11月末)

1 相談件数

延べ **221** 件

※補償法施行前（H30～R6）までは、延べ60件。
施行後は頻度増（1～2件/日）だが、徐々に減少傾向

2 申請件数

延べ **61** 件（うち認定**36**件、不認定**0**件、取下**1**件）

※本人16件、特定配偶者7件
本人の遺族17件、特定配偶者の遺族10件
優生手術一時金8件、人工妊娠中絶一時金3件（いずれも兵庫県での受付分のみ）

【参考：兵庫県内における被害者数】

優生手術 **470** 件

人工妊娠中絶 **1, 410** 件

兵庫県の被害回復に向けた取組状況

1 専用相談窓口の設置

(1) 兵庫県旧優生保護法専用相談窓口(令和元年度～)

【特徴】①専任の看護師を配置、②出張相談にも対応可能（要事前予約）

(2) 兵庫県弁護士会による専用電話相談窓口(令和6年度～)

【特徴】①弁護士を配置、②希望者にはサポート弁護士が申請まで無料で支援（※）

※県内で**27名**が登録、**51件**の申請で利用されている。

2 全県調査の実施

県が把握する全ての高齢者入所施設や障がい者施設等に調査（オンライン+通知+架電）を実施

【結果】回収率61%（約6,200施設：未回答施設には11月に再調査依頼のうえ個別確認中）

⇒新たに**15名**の補償の対象となる可能性のある方を把握。うち**11名**は所在まで確認。

3 個別通知の実施

国が推奨していないご遺族や人工妊娠中絶被害者についても対象としてお知らせ

【結果】対象**42名**のうち、**39名**に通知済み（ご本人（代理人含む）への電話又は書面又は対面）

兵庫県の被害回復に向けた取組状況

4 県による周知広報の強化

- (1)県広報ツール（HP、広報誌、路上モニター）の活用
- (2)独自チラシの作成
- (3)関係団体・研修会等での周知

市町担当者会議や県主催協議会での周知のほか、関係団体からの講演依頼にも対応

5 その他

(1)県による謝罪

令和6年12月に兵庫県として謝罪の意を表明

令和7年1月に兵庫県知事が定例会見の場で謝罪の意を表明

⇒県ホームページにも謝罪文を掲示し、補償金等の認定を受けた方への通知にも同封

(2)知事との面談

令和7年6月に全国で3例目となる被害者との面談を実施。被害者へ直接謝罪

(3)支援団体との意見交換会

要望の有無に関わらず現状と課題共有も含めた協議の場を定期開催

※原則、年1回（県の予算編成時期に合わせての開催を想定）。時期・回数は都度検討。

被害回復に向けた課題

当時の記録も乏しく、関係者も高齢化しており、劇的に事態を好転させる材料はないが、**補償法の成立で被害回復に向けた機運は上昇**している。
県としても国の施策に協力し、**1つ1つの課題に地道に取り組む。**

課題1 相談・申請件数の減

現状、1件/日程度の問い合わせがある（11月：18件）が、全県調査・個別通知の終了後は減少することが見込まれる。

⇒相談体制の維持、市町（母子、高齢、障害担当）への周知協力

課題2 周知広報の不足

全県調査により関係施設は網羅しているが、一般の方への浸透は限定的。テレビや新聞広告等で全国的にも広報があるが、「知らない」方が多い

⇒新たな周知対象・手法の検討